



受理番号	第 5 号
受理年月日	令和 4 年 5 月 20 日

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度
負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る
意見書採択を求める請願

紹介議員

山崎道夫 

2022年 5月20日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

請願者 〒020-0022
岩手県盛岡市大通一丁目1-16
019-622-4840
岩手県教職員組合 いわて盛岡支部
支部長 青野大祐



ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを
はかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

(請願の趣旨)

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編成見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。

(請願の理由)

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるものの、小学校だけに留まることなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。

岩手県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておりません。新型コロナウイルス感染症対策にともなう新たな業務も教職員の多忙化に拍車をかけ、長時間労働の是正が進んでいません。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

意見書案第 号

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

矢巾町議会議長 藤原 由巳

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるものの、小学校だけに留まることなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。

岩手県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておりません。新型コロナウイルス感染症対策にともなう新たな業務も教職員の多忙化に拍車をかけ、長時間労働の是正が進んでいません。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編成見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

受理番号	第 6 号
受理年月日	令和 4年5月25日

加齢性難聴者の補聴器購入に対する
公的支援制度創設を求める請願

紹介議員

小川 文子



吉田 喜博



令和4年5月25日

矢巾町議会

議長 藤原 由巳 様

請願者

盛岡市本町通2丁目1-36 浅沼ビル4F

全日本年金者組合岩手県本部

執行委員長 鈴木 壬午郎



加齢性難聴者の補聴器購入に対する 公的支援制度創設を求める請願

【請願事項】

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するよう地方自治法第99条にもとづいて、内閣総理大臣はじめ関係部署に意見書を送付すること。

【請願の趣旨】

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。コミュニケーションが減り、会話しないことで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症につながるのではないかと考えられています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器です。

日本の難聴者率は欧米に比較して大差はないと言われていますが、補聴器の使用率は、欧米と比べると大きな開きがあります。一般社団法人日本補聴器工業会の調査報告によりますと、イギリスの47.6%に対して、日本は14.4%と極端に低い数値となっています。この背景には、日本において補聴器が高額であることと公的支援制度の不十分さがあります。補聴器は片耳あたり概ね15~30万円と高価で、しかも医療保険の適用がありませんので、基本的に全額自己負担となります。

欧米では補聴器を「医療のカテゴリー」として、41 デシベル以上の中等度難聴者から補聴器購入に対する公的補助制度が確立されていますが、日本では「障害のカテゴリー」として限定的に対応されています。すなわち、身体障害者手帳所持者（両耳 70 デシベル以上の高度・重度難聴者）の場合のみ補装具支給制度により負担が軽減されています。

岩手県においては、補装具制度の対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴者（30 デシベル以上 70 デシベル未満）に対して、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、単独事業とし「岩手県難聴児補聴器購入助成事業」を実施しています。しかし、18 歳以上の軽度・中等度難聴者は補助対象外となるため、約 9 割の人は全額自費で購入しているのが実情です。この高額な価格と補助・支援制度の不十分さが、特に低所得の年金暮らしの高齢者の補聴器の購入・使用を妨げています。

耳が聞こえにくい、聞こえないということが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

近年、国内においては加齢性難聴者の補聴器購入制度を整備する自治体が増加しているところですし、「加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制を創設する」よう地方自治法第 99 条にもとづいて、内閣総理大臣はじめ関係部署に意見書を送付する自治体も増加しているところです。

岩手県内においても、大船渡市と遠野市が加齢性難聴者の補聴器購入制度を整備し実施しています。そして、意見書も宮古市、大槌町、釜石市、花巻市、滝沢市、岩手町及び陸前高田市が提出済みとなっています。

つきましては、貴議会におかれましては以上の趣旨をご理解いただき、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するようお願いいたします。

以 上

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器の使用率は欧米と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたり概ね 15～30 万円であり、医療保険適用ではないため全額自己負担となります。そこで国においては、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者である高度・重度難聴（両耳 70 デシベル以上。身体障害者手帳 6 級以上）に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助を行っていますが、その対象者はわずかであり、約 9 割は自費で購入しています。補聴器購入後も電池交換が必要になるなど、低所得高齢者の経済的な負担は非常に大きなものとなっています。

日本においても、一部の自治体では高齢者への補聴器購入に対し補助を行っていますが、補聴器が更に普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって、国は、こうした課題に対応するため、補装具制度の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

矢 巾 町 議 会

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

様

受理番号	第 7 号
受理年月日	令和 4 年 5 月 25 日

物価・原材料の高騰から国民生活と中小業者の営業を守るため

消費税を5%に下げ、インボイス制度の実施中止・延期を求める請願

紹介議員

川村 よし子 



矢巾町議会議長 藤原由巳 殿

2022年 5月 25日

〒020-0873

盛岡市松尾町19-8

岩手県商工団体連合会

会長 関沢 淨

電話019-606-3130

物価・原材料の高騰から国民生活と中小業者の営業を守るため

消費税を5%に下げ、インボイス制度の実施中止・延期を求める請願

【請願趣旨】

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、物価・原材料の高騰が国民生活と事業活動に追い討ちをかけています。

国民生活を守るために世界では84カ国が消費税(付加価値税)を下げています。消費税の減税は物価を下げる効果と地域経済の活性化にもつながり個人消費を喚起し、景気回復につながります。

また、消費税免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、経営基盤が弱い中小零細業者にとり実質的な増税となります。多くの中小企業団体や税理士団体もインボイス制度の「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏切ること懸念の声を上げています。

国民生活を守り、中小零細業者の事業継続・地域経済の活性化のために以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

一、 国に対し、消費税率を5%に下げ、消費税インボイス制度の

実施中止・延期を求める意見書を提出すること

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

【意見書例】

消費税を5%に下げ、インボイス制度の実施中止・延期を求める

急激な物価上昇が国民生活を苦しめています。コロナ禍による打撃からの回復もままならず、事業存続を危ぶむ声も上がっています。私たちの町では 〇〇〇〇 という状況です。

危機を打開する政策を今こそ実施すべきです。

暮らし、営業を支える経済対策として、消費税率の減税による負担軽減が求められています。税率引き下げは国民の購買力を高め、景気策にもなります。

事業者は赤字でも消費税の納税を迫られています。人件費など付加価値に課税される消費税率が引き下げられれば、事業者の負担が軽減され、賃金引き上げにもつながります。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を5%以下へ引き下げを強く求めます。

また、インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスの事務や消費税負担の増加につながります。消費税の免税事業者に新たな負担を強いる制度は、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなります。インボイス制度によって、新たに2480億円の消費税収が増えると財務省が試算するように、実施されれば消費者の負担が増えます。

インボイス制度について、業界団体や税理士団体なども「中止」「延期」を求めています。

以上、地方自治法 99 条の規定にもとづき、意見書を提出します。

報告第7号

令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

令和3年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2	1	総務管理費	人事・サービス管理事業	1,430,000	1,430,000					1,430,000	
		自治体オンライン手続推進事業	20,710,000	20,710,000		10,354,000				10,356,000	
	3	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	4,235,000	3,905,000		3,580,000			325,000	
3	1	社会福祉費	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業	228,400,000	63,900,000		63,900,000			0	
		保健福祉交流センター保守管理事業	2,090,000	2,090,000	1,900,000					190,000	
	2	児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	436,700,000	20,000,000		20,000,000			0	
6	1	農林水産業費	農業費	タブレット端末導入事業	1,010,000	1,010,000	350,000		320,000		340,000
		特用林産施設等体制整備事業	15,959,000	15,959,000			15,958,000			1,000	
8	2	道路橋梁費	防災安全対策事業	85,756,000	60,581,000		25,001,000		32,000,000	3,580,000	
	4	都市計画費	街路総務事業	15,000,000	15,000,000					15,000,000	
	5	住宅費	住宅改修事業	15,180,000	15,180,000		7,274,000			7,906,000	
10	2	教育費	小学校費	小学校教育施設整備事業	1,263,000	1,263,000	730,000	298,000			235,000
			中学校費	中学校維持管理事業	40,227,000	26,076,000		9,938,000		13,100,000	3,038,000
	3	中学校費	中学校教育施設整備事業	608,000	608,000	370,000	178,000			60,000	
合 計			868,568,000	247,712,000	3,350,000	140,523,000	16,278,000	45,100,000	0	42,461,000	

報告第8号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第35号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免）</p> <p>第30条 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第135条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2）〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免）</p> <p>第30条 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第135条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2）〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第36号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2）〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2）〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第11条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「政令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の政令第22条の2第1項」とする。

議案第 37 号

矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について

矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例（平成12年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例

矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例（平成12年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>前文</u></p> <p>わたしたちは、水や緑など自然の恵みを受け、良好な環境のもとで生活を守り維持してきた。</p> <p>しかしながら、今日の社会経済活動は利便性と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費する等によってオゾン層が破壊され、地球が温暖化するなど、環境問題が地球規模にまで広がり、人間のみでなく、他の生物の生存環境にも悪影響を及ぼしており、新たな対応が求められている。</p> <p>幸い矢巾町には、先人が残してくれた緑豊かな奥羽山系の自然があり、また、澄んだ大気と、母なる北上川が潤す肥よくな田園があり、その恩恵を受けてきている。</p> <p>将来に健全で恵み豊かな環境を残していくために、町民一人ひとりが、これまでの暮らしを見つめ直し、<u>環境に配慮</u>した行動が求められている。</p> <p><u>いま、地球の破壊が確実に進んでいることを認識し、「すべての人は、環境の保全と創造の意識に目覚め、恵み豊かな環境を維持し発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならない」という重要な使命を忘れてはならない。</u></p> <p>このような認識のもと、わたしたちは、町民、事業者及び<u>行政のすべての者の協働</u>によって、この矢巾が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な、<u>よそに誇りうる町</u>となることをめざし、この条例を制定する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、</p>	<p>[削除]</p> <p>わたしたちは、水や緑など自然の恵みを受け、良好な環境のもとで生活を守り維持してきた。</p> <p>しかしながら、今日の社会経済活動は利便性と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費する等によってオゾン層が破壊され、地球が温暖化するなど、環境問題が地球規模にまで広がり、人間のみでなく、他の生物の生存環境にも悪影響を及ぼしており、新たな対応が求められている。</p> <p>幸い矢巾町には、先人が残してくれた緑豊かな奥羽山系の自然があり、また、澄んだ大気と、母なる北上川が潤す肥よくな田園があり、その恩恵を受けてきている。</p> <p>将来に健全で恵み豊かな環境を残していくために、町民一人ひとりが、これまでの暮らしを見つめ直し、<u>身近な環境の問題が地球環境にも影響することを意識</u>した行動が求められている。</p> <p><u>今まさに、地球環境保全が喫緊の課題であることを認識し、「すべての人は、環境の保全と創造の意識に目覚め、恵み豊かな環境を維持し発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならない」という重要な使命を忘れてはならない。</u></p> <p><u>そして、地球温暖化に起因する気候変動が災害の発生を招き、人間社会や自然界にとって著しい脅威となっていることを認識し、温暖化を防ぐ意識を高めるため、地球温暖化対策に取り組んでいかなければならない。</u></p> <p>このような認識のもと、わたしたちは、町民、事業者及び<u>町のすべての者の協働</u>によって、この矢巾が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な<u>地球環境の保全に寄与する町</u>となることをめざし、この条例を制定する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、</p>

当該各号に定めるところによる。

- (1) 「環境への負荷」 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 「地球環境保全」 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 「公害」 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康が損なわれ又は快適な生活環境が阻害されることをいう。

[新設]

(基本理念)

第3条 [略]

2～4 [略]

[新設]

(施策の基本方針)

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相

当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康が損なわれ又は快適な生活環境が阻害されることをいう。

- (4) 地球温暖化対策 地球環境保全のうち、温室効果ガス
(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。次条第5項において同じ。)の排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化(同法第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。)の防止を図るための施策をいう。

(基本理念)

第3条 [略]

2～4 [略]

5 地球温暖化対策の推進は、2050年までの脱炭素社会(人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。)の実現を旨として、自ら取り組む社会の実現を目指して行わなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相

互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

第16条 〔略〕

〔新設〕

(地球環境保全の推進)

第21条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及び新エネルギー(太陽光、バイオマスその他の再生可能エネルギーのうち、その普及を図るために支援が必要なものをいう。第16条の2において同じ。)の導入を促進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

第16条 〔略〕

(新エネルギーの導入促進)

第16条の2 町は、地球温暖化対策として、新エネルギーの導入の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携して地球温暖化対策その他の地球環境保全に関する施策を推進し、かつ、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について

矢巾町企業立地奨励条例（平成31年矢巾町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町企業立地奨励条例の一部を改正する条例

矢巾町企業立地奨励条例（平成31年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業所 統計法（平成19年法律第53号）<u>第2条第9項</u>に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類に定める製造業、卸売業、道路貨物運送業及び情報サービス業の用に供する施設並びに当該事業を行う事業所の本社機能を有する施設をいう。</p> <p>(2)～(7) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業所 統計法（平成19年法律第53号）<u>第28条第1項</u>に規定する統計基準として、<u>同条第3項の規定により</u>総務大臣が公示した日本標準産業分類による次に掲げる事業を行うために必要な施設をいう。</p> <p>ア <u>大分類Eの製造業</u></p> <p>イ <u>大分類Fの電気・ガス・熱供給・水道業のうち細分類311の発電所</u></p> <p>ウ <u>大分類Gの情報通信業のうち中分類39の情報サービス業</u></p> <p>エ <u>大分類Hの運輸業、郵便業のうち、中分類44の道路貨物運送業、中分類47の倉庫業及び小分類484のこん包業</u></p> <p>オ <u>大分類Iの卸売業、小売業のうち、中分類50の各種商品卸売業、中分類51の繊維・衣服等卸売業、中分類52の飲食料品卸売業、中分類53の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、中分類54の機械器具卸売業及び中分類55のその他の卸売業</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。